

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

平成 29 年税制改正②～相続税・贈与税（その 1）

Q 昨年 12 月に平成 29 年税制改正大綱が発表されました。この中で、相続税・贈与税に関する改正のポイントはなんですか？

解説

平成 28 年 12 月 8 日に平成 29 年税制改正大綱が発表されました。相続税・贈与税に関する主な改正のポイントは下記です。

1. 相続税及び贈与税の納税義務の範囲の見直し

相続税及び贈与税の納税義務の範囲が下記のように見直しされます。

- 太枠 … 改正前において国内・国外財産に課税
 □ … 国内・国外財産に課税（変更なし）
 ■ … 国内・国外財産に課税（改正前：国内財産のみに課税）
 ● … 国内財産のみに課税（改正前：国内・国外財産に課税）

被相続人 贈与者	相続人 受贈者	国内に居住		国外に居住		
		在留資格(※1)による 一時的滞在(※2)	10年(現行:5年)以内に 国内に住所あり	日本国籍あり		日本国籍 なし
				10年(現行:5年)を超えて 国内に住所なし		
国内に居住	国内に居住	□	□	□	□	□
	在留資格(※1)による 一時的滞在(※2)	●	●	●	●	●
	10年(現行:5年)以内に 国内に住所あり	●	●	●	●	●
国外に居住	上記以外	●	●	□	□	□
						国内財産のみに課税

被相続人が日本国籍を有しない者であって、一時的滞在(※2)を

(※1) 出入国管理及び難民認定法別表第一の在留資格(外国の大使、高度人材、プロスポーツ選手などが対象)

(※2) 国内に住所を有している期間が相続開始前15年以内で合計10年以下の滞在をいう

2. 物納財産の範囲・順位の変更

物納にあてることができる財産のうち第 1 順位の国債・地方債・不動産・船舶に加えて、**上場株式や上場社債**などが加えられました。

要するに…

今までは相続や贈与があった時点で、例えば**親子がともに 5 年を超えて**国外に住んでいれば国外財産は対象外でしたが、本年の 4 月 1 日から**親子ともに海外に 10 年超**住んでいないと現地の財産にも日本の相続税や贈与税がかかるようになります。